

(資料) 現行の教育基本法 と 政府の教育基本法案 の対照表

作成:教育基本法の改悪をとめよう! 全国連絡会事務局(2006年4月28日)

info@kyokiren.net http://www.kyokiren.net

(注)「教育基本法案」とは、2006年4月28日に政府が国会に提出した法案のこと。

解説

《現行の教育基本法》

1947年3月31日

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならぬ。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

《教育基本法案》

2006年4月28日

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓(ひら)く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

(A)
「われらは、さきに、日本国憲法を確定し」、「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」を削除
=日本国憲法の理想の実現と教育基本法との関係を明示化した部分が削除される

(B)
「個人の尊厳を重んじ」の精神変更
=「個人の尊厳」をそれに続く「徳目」と同列化する
=「個人の尊厳を重んじ(る基礎の上に教育を行う)」→「個人の尊厳を重んじ(る人間の育成)」
=国家を規制せず、個人の規範へ

(C)
「真理と平和」→「真理と正義」
=憲法9条の関係と切断する

(D)
「公共の精神を尊び」
=自民党新憲法草案「公益及び公の秩序に反しない」精神

(E)
「豊かな人間性と創造性」
=「心の教育の充実」と「平等主義教育の否定」(文科省 教育改革プログラム)

(F)
「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造」→「伝統を継承し、新しい文化の創造」へ
=開かれて多様な文化から、国家主義的伝統文化の強調へ

(G)
「日本国憲法の精神にのっとり」は残ったが、「新しい日本の教育の基本を確立」→「我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立」へ
=戦前の帝国日本との歴史的切断を意味する「新しい日本」を削る
=戦後の「教育宣言」としての歴史的意義を抹消

(H)
「その振興を図るため」
=理念法に行政施策法としての性格が付け加わる。教育振興基本計画の導入

第一条(教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条(教育の方針)

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、実際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第一条 教育の目的

(A)
「国家有用の人物錬成」教育を否定した「人格の完成をめざす」を、国家形成者として「必要な資質」と結合
→「2. 教育の目標」では、「資質」＝「国家有用の人間像」として、事細かな「徳目」として規定する

(B)
「個人の価値」「自主的精神に充ちた」を削除
「必要な資質」を規定
＝国家に従順な「国民」の育成を目指す

→「教育の方針」を削除

(A) 教育＝学校という理解を克服し、学問の自由の尊重の下に、社会・学術・文化の総合的な視野のもとに位置づけるあり方を、自己責任の「生涯学習」に矮小化

「教育の目標を新設」←

第二条 教育の目標

(A)
「教育目標」＝内容の法定化と「学問の自由」の「目標」への従属と「評価」対象化

(B)
数多くの徳目「態度」規定 ＝国家が望む「態度」を規定 ＝「人格の完成」のためには国家があるべき態度を規範として法律で定める

(C)
「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性をはぐくみ」＝新自由主義・能力主義と結びついた「個人の価値」を規定

(D)
「我が国と郷土を愛する・・・態度」＝日本を「我が国」と呼べない国籍・民族の子どもを排除

※2002、小学校6年生社会の観点別評価に、「国を愛する心」「日本人としての自覚」を含む項目を採用してABC評価した通知表が、全国で172校あった。

(E)
「国際社会の平和と発展」
＝自民党新憲法草案にある「国際社会の平和と安全」と対応（自衛軍＝国益を担い、国家のための犠牲を正当化）「伝統・文化」「愛国心」「国際平和への貢献」は、政府と行政を通じて、教育の現場では一体化する

第一章 教育の目的及び理念

第一条 教育の目的

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条 教育の目標

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

第三条(教育の機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条(義務教育)

国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第三条 生涯学習の理念

第二条の規範が「生涯にわたって」求められる。

第四条 教育の機会均等

第三条 (教育の機会均等)の空文化

条文は、現行法の1,2項とも文としては残しながら、現実の[教育改革]においては能力主義による選別、経済格差による機会不均等、思想・信条の自由の抑圧、国籍による差別、男女平等の後退、社会的身分による選別が進行しており、今回の「改正」は、これらの「改革」をより強力に推し進めるものである。

<参照>

第二条 (教育の目標) → 信条・国籍・民族・人種にも関わる規範を目標化

第四条 (義務教育) の「9年の」削除 → 飛び級・留年も含めた弾力化

第五条 (男女共学) 削除 → 男女平等の後退

第二項障害児教育の新設 → 能力主義による差別を前提

第五条 義務教育

(A) 「九年の普通教育」を削除 → 「別に法律で定めるところにより」へ

= 義務教育期間の弾力化 (B) 「各個人の有する能力を伸ばしつつ」

= 義務教育段階における能力主義の強化 (C) 「必要な資質」

= 国家の定める特定の国民像 (D) 「義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため」

「実施に責任を負う」 = 教育内容への行政介入を正当化する危険性

= 「水準の確保」：文科省への英国型「教育水準局」の設置及び全国学力テスト強制の根拠となる危険性

第三条 生涯学習の理念

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

第四条 教育の機会均等

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

第五条 義務教育

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

第五条(男女共学)

男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六条(学校教育)

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

第五条(男女共学)

※全部削除
両性の平等を具体的に実現する教育制度及び内容上の原則を削除する→男女共学は、女性差別撤廃条約でも「男女の役割についての定型化概念の撤廃」に最も有効と位置づけられているが

第六条 学校教育

(A)

「2. 教育目標」の達成を公教育に強制

(B)

「必要な規律」

「自ら進んで学習に取り組む意欲」

＝学習者の規律や意欲を強制

＝「規律」を乱す学習者排除に可能性

第七条 大学

(A)

(大学の目的) 学校教育法第52条との違い

(B)

「専門的能力」

「教育及び研究の成果を広く社会に提供」

＝グローバル資本時代に対応した大学教育、産官学共同の強化

第八条 私立学校

「助成」以外の「その他の適当な方法」による振興の意味は？

第六条 学校教育

法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

○トビタテ

第七条 大学

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性は尊重されなければならない。

第八条 私立学校

私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法により私立学校教育の振興に努めなければならない。

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条(社会教育)

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

第九条 教員

(A)
国家が定める「崇高な使命」を「深く」自覚して働くこと。
国家の望む教員となるために「絶えず」「研究と修養」に励むことが必要。
=与党「中間報告」以上に教員統制を強化

(B)
「全体の奉仕者」を削除
=直接国民に対して責任を負う→国・行政への責任

(C)
「養成と研修の充実」
=教育行政による官製研修のさらなる強化

第十条 家庭教育

(A)
家庭教育の項目を新設

(B)
「第一義的責任」
=国家・行政が家庭の責任を規定
「権利」は無視
=国家・行政による家庭の教育のあり方への介入
「習慣」まで!

第十二条 社会教育

第2条「あらゆる機会に、あらゆる場所において実現」されなければならない教育を「個人や社会の要望」に基づくサービスとして位置づけ
=行政責任の回避と学習権の侵害

第九条 教員

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

第十条 家庭教育

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第十一条 幼児期の教育

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によつて、その振興に努めなければならない。

第十二条 社会教育

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八条(政治教育)

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条(宗教教育)

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十三条 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

国家主義イデオロギーが地域社会へと持ち込まれ、学校—家庭—地域の相互監視システムが整備される危険性

「その他の関係者」＝警察・自衛隊・行政
学校→地域の治安・行政の拠点化

第十五条 宗教教育

「宗教に関する一般的な教養」の教育上の尊重規定の挿入
＝「一般的な教養」を口実として靖国神社・護国神社をはじめとする国家神道の学校教育への導入の危険性

※自民党新憲法草案では第20条(儒教の自由)の2項(政教分離)規定の項目で、「社会的儀礼又は習俗的行為の範囲内」を許容

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によつて社会教育の振興に努めなければならない。

第十三条 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

第十四条 政治教育

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第十五条 宗教教育

宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養並びに宗教の社会生活における地位は、教育において尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第十条(教育行政)

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十六条 教育行政

(A)

「教育は、不当な支配に服することなく」は残る。
しかし、「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」を削除
＝教育の「主権者＝国民」を削除

(B)

「この法律及び他の法律の定めるところにより」
＝教育内容を規定

(C)

「不当な支配」に服さないのは、主権者のための教育ではなく、「国や郷土を愛する態度」を養う教育

(D)

「教育行政は・・・公正かつ適正に行われなければならない」
＝「不当な支配」かどうかを判断するのは教育行政

(E)

教育行政の役割を限定した2項を削除。
＝教育行政の役割を限定するのではなく、教育行政への批判を制限する。
＝事実上、「教育行政は不当な支配に服することなく」(与党中間報告)へ

(F)

「国は・・・教育に関する施策を総合的に策定し、実施」
「地方公共団体は・・・教育に関する施策を策定し、実施」
＝国や地方公共団体による教育内容への介入

(G)

「その実情に応じた教育」
＝格差社会を促進
＝地方は中央の施策に従属

第三章 教育行政

第十六条 教育行政

教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

第十一条(補則)

この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、
適当な法令が制定されなければならない。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

第十七条 教育振興基本計画

(A)

教育振興基本計画

＝予算措置を伴った政府による教育内容への介入
＝新自由主義改革のスピードアップ

(B)

「参酌し」「地方公共団体の実情に応じて」

＝格差社会を促進
＝地方分権とはほど遠い中央集権的・上意下達システム

第十八条

教育基本法の拘束力強化
＝他の法令にも徹底される

第十七条 教育振興基本計画

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、当該地方公共団体の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条

この法律に掲げる諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)」「教育基本法(平成十八年法律第 号)」に改める。

(以下、略)